

公立鳥取環境大学学事顧問に関する規程

平成30年1月26日
公立鳥取環境大学規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学事顧問（以下「学事顧問」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）に、学事顧問を置くことができる。

(職務)

第3条 学事顧問は、本学における教育研究の発展及び推進を図るための各種施策について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言等を行う。

(任命)

第4条 学事顧問は、大学運営に関し高い見識を有する学外者のうち、前条の職務を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者の中から、学長が選考する。

2 前項の選考に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学理事長が学事顧問を任命する。

(報酬等)

第5条 学事顧問に支給する報酬の額は、日額10,200円とする。

2 学事顧問に支給する報酬の額が、前項の規定する額によりがたい場合は、理事長が別に定める。

3 報酬は、学長の諮問に応じ、本学において行われる会議等に出席した日数に応じてその都度支給する。

(費用弁償)

第6条 学事顧問に支給する費用弁償の額は、公立大学法人公立鳥取環境大学旅費規程に基づき支給する。

(任期)

第7条 学事顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、学事顧問に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。